

参 考 資 料

令和 3 年 4 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

内 容		頁
報告第1号関係	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1

寝屋川市税条例の一部改正

(令和3年3月31日専決)

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行う等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 市民税

ア 扶養親族申告書(第30条の2、第30条の3関係)及び退職所得申告書(第58条関係)

「給与所得者の扶養親族申告書」、「公的年金等受給者の扶養親族申告書」及び「退職所得申告書」について、これらの申告書の提出の際に經由すべき者が政令(『地方税法施行令』)に規定する一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。

備考:「給与所得者の扶養親族申告書」及び「公的年金等受給者の扶養親族申告書」については、改正前の規定では、所轄税務署長の承認を受けている場合に、当該事項を電磁的方法により提供できるとされていた。

イ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例 (附則第56条関係)

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、所定の場合(前年分の所得税につき『新型コロナウイルス感染症特例法』の規定(「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例」の規定)の適用を受けた場合)に、適用期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長する等の措置を講ずる。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例(附則第18条、附則第20条、附則第21条、附則第22条、附則第24条、附則第25条、附則第27条関係)

令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講ずる。

- 土地に係る現行の負担調整措置の適用期限を3年延長する。
〔4ページ【参考】参照〕
- その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等=負担水準が60%未満の土地、商業地等以外の宅地等=負担水準が100%未満の土地）及び農地（負担水準が100%未満の土地）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く。
 - * 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえた措置

イ 土地の価格の特例（附則第17条関係）

令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準（総務大臣が定める基準）により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。

- * 地価が下落し、かつ、市長が固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、基準年度（令和3年度）の評価額に修正を加えることとする 特例措置〔下落修正措置〕

(3) 軽自動車税

ア 環境性能割の非課税（附則第37条の2関係）

自家用の3輪以上の軽自動車（乗用のものに限る。）に係る環境性能割の非課税措置の適用期限を延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

備考：改正前の規定では、「令和3年3月31日までに取得したもの」が環境性能割の非課税措置の対象とされていた。

- * 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減についても、適用期限を令和3年12月31日まで延長するものとする。

イ 種別割の税率の特例（附則第37条の7関係）

令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽

自動車(営業用の乗用のものに限る。)で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減する。

(4) その他、『地方税法』の改正等に伴い、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税に関する規定の整備を行う。

(5) 附則

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

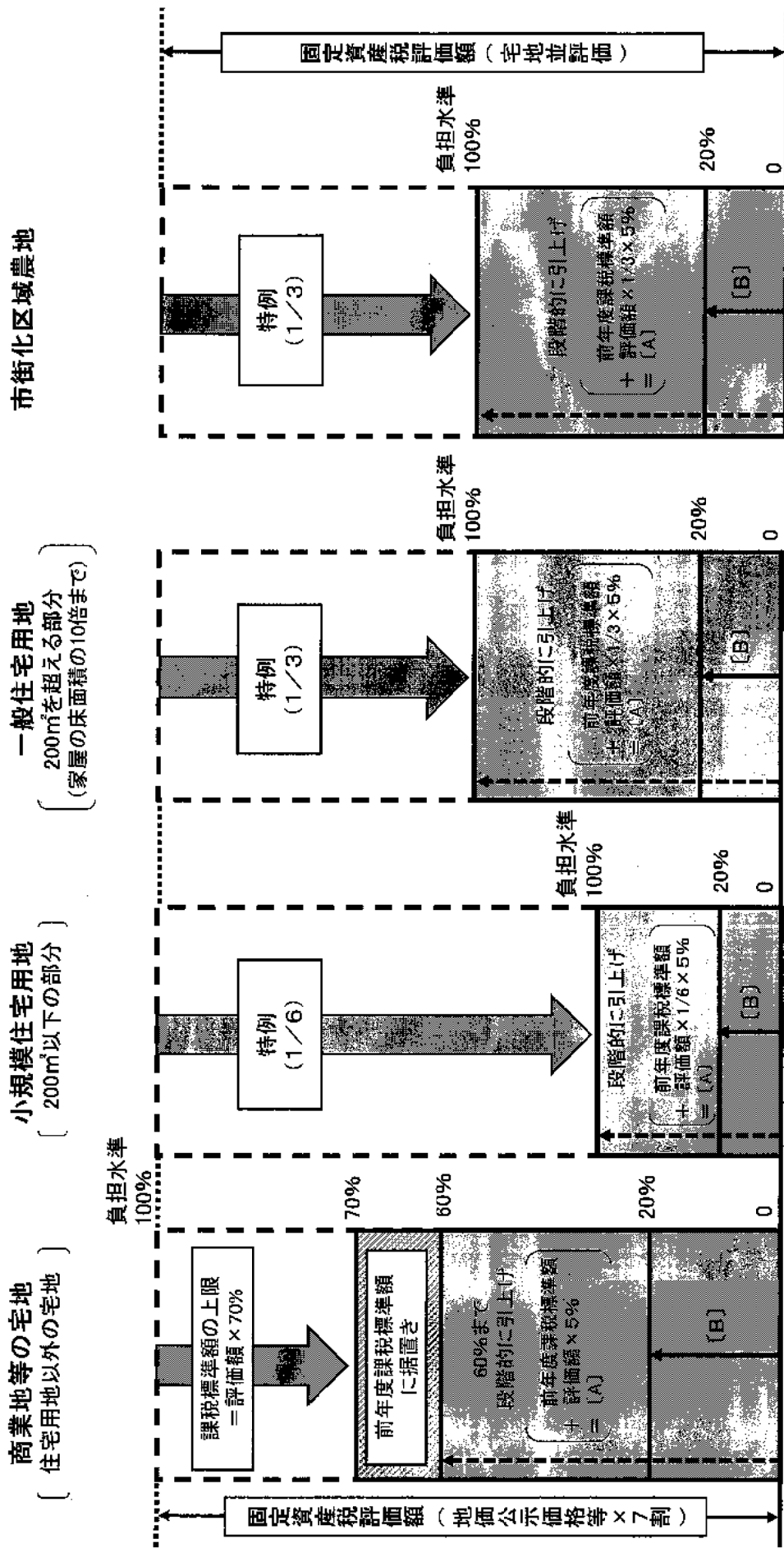
『地方税法』の改正に係る経過措置の例に従い、改正後の規定についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(専決処分の報告 地方自治法第179条第3項)

【参考】



※ 負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合(負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額×住宅用地特例率)

※ [A]が「評価額×住宅用地特例率×20%」を下回る場合は、「評価額×住宅用地特例率×20%」に引上げ(＝[B])

寝屋川市税条例

No.1

改正案	現行
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第30条の2(略) 2・3(略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第30条の3(略) 2・3(略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2</u>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第30条の2(略) 2・3(略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第30条の3(略) 2・3(略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該</p>

改正案	現行
<p>申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略) (特別徴収税額) 第57条 (略)</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第59条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第51条及び第52条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (退職所得申告書) 第58条 (略) 2 (略)</p> <p>3. <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が施行令第48条の18において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の</u></p>	<p>申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略) (特別徴収税額) 第57条 (略)</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び</p> <p>第59条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第51条及び第52条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (退職所得申告書) 第58条 (略) 2 (略)</p>

改正案	現行
<p>支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者」に受理されたときとあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</p> <p>(環境性能制の税率) 第93条の4 (略)</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第</p>	<p>(環境性能制の税率) 第93条の4 (略)</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第</p>

改正案	現行
<p>15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p>	<p>15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p>
<p>4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>5 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>8 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>9 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

改正案	現行
15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。	20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第30項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第34項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第34項に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。	22 法附則第15条第38項に規定する条項で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第35項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第39項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。
23 法附則第15条第42項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。 24 (略) 25 (略) (土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)	24 法附則第15条第41項に規定する条項で定める割合は、零とする。 25 法附則第15条第47項に規定する条項で定める割合は、3分の2とする。 26 (略) 27 (略) (土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

改正案	現行
<p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第17条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認めめる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第17条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認めめる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>

改正案	現行
<p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定</p>	<p>第18条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定</p>

改正案

現行

に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

改正案	現行
<p>課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第20条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、</p>	<p>課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第20条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 _____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p>

現 行	改 正 案
<p>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第21条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第21条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 令和2年度分の固定資産税について寝屋川市税条例の一部を改正する条例（令和3年寝屋川市条例第12号）による改正</p>

改正案

現行

前の寝屋川市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）
 附則第21条第3項において準用する同条第1項ただし書の規
 定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度
 分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街
 化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街
 化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年
 改正前の条例附則第21条第3項において準用する同条第1項
 ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当
 該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標
 準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場
 合には、当該固定資産税額とする。

第22条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度まで
 の各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した
 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当
 該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分
 の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当
 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1
 の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分
 の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準
 額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税につい
 て法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定
 の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれ
 らの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地
 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし

第22条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度まで
 の各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した
 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当
 該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分
 の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当
 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1
 の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税につい
 て法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定
 の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれ
 らの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地
 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし

改正案	現行
<p>た場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例）</p> <p>第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める</p>	<p>た場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の特例）</p> <p>第24条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める</p>

改正案	現行
<p>率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分</p>	<p>率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分</p>

改正案	現行
<p>の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分</p>	<p>の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分</p>

改正案

現行

の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第25条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第25条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（平成30年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

改正案	現行
<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例) 第26条 (略)</p> <p>第27条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第26条 (略)</p> <p>第27条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と</p>

改正案	現行
<p>なるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画画税の課税標準となるべき額とした場合にかかわらず、当該都市計画画税額には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画画税額とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画画税に関する経過措置）</p> <p>第29条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるの</p>	<p>なるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画画税の課税標準となるべき額とした場合にかかわらず、当該都市計画画税額には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画画税額とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画画税に関する経過措置）</p> <p>第29条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるの</p>

改正案	現行
<p>は、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (免税点の適用に関する特例)</p> <p>第33条 附則第18条、第20条、第21条又は第22条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第20条又は第22条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第21条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第22条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第21条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第36条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>は、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (免税点の適用に関する特例)</p> <p>第33条 附則第18条、第20条、第21条又は第22条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第20条又は第22条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第21条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第22条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第36条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>

改正案	現行
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5（略） （環境性能割の非課税） 第37条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第37条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第92条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。 （環境性能割の賦課徴収の特例） 第37条の2の2（略） 2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5（略） （環境性能割の非課税） 第37条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第37条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第92条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。 （環境性能割の賦課徴収の特例） 第37条の2の2（略） 2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1</p>

改正案	現行
<p>項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>第37条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年</p>	<p>項(同条第2項 _____ において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項 _____ において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>第37条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年</p>

改正案	現行
<p>3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第95条の規定の適用については、</p> <hr/> <p>、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合</p> <hr/> <p>日からは令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、</p> <hr/> <p>、当該ガソリン軽自動車が令和2年4</p>	<p>3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合</p> <hr/> <p>日からは令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4</p>

改正案	現行
<p>月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[略]</p>	<p>月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[略]</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中</p>	

改 正 案	現 行
<p><u>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 95 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車面番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車面番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 38 条 市長は、種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 56 条 (略)</p>	<p>(種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 38 条 市長は、種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 5 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 56 条 (略)</p>
<p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナナ</u></p>	

現 行

改 正 案

ウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例(以下「新条例」という。)第30条の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の寝屋川市税条例(次項において「旧条例」という。)第30条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第30条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第30条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお

改 正 案	現 行
<p>従前の例による。 (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置</p>	

改正案	現行
<p>等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例の規定中種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。</p>	